

# 公共建築物における木材利用について

〔平成 25 年 3 月 15 日〕  
林 業 課

## 1 趣旨

- 「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」において、県産材を中心とした木材の流通・加工体制構築や利用拡大を図ることとし、公共建築物等への木材利用拡大は主要な推進方策の一つとして位置付けている。
- こうした中、平成 22 年 10 月に施行された「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」を踏まえて策定した「広島県公共建築物等木材利用促進方針」に基づき、県が整備する建築物等の木造化や内装等の木質化に向けた取組を進めており、この度、設計業務及び整備状況等について、とりまとめを行なった。

## 2 県が整備及び補助する公共建築物

### (1) とりまとめ結果

- 設計業務については、平成 24・25 年度ともに、木造化・木質化率が 100%と、設計段階で全て反映されている。
- 県が整備及び補助する公共建築物の木造化については、平成 25 年度の木造化率が県全体で 86%と、平成 24 年度の 73%に比べ、伸びている。
- 木質化については、県全体で、平成 24・25 年度が、それぞれ県全体で 47%、58%であった。これは、県補助が、平成 24 年度が 0%、25 年度が 29%と、共に低位に留まっていることに起因している。

### (2) 集計表

#### ■ 平成 24 年度設計実績

区分	公共建築物整備数 A = B + C								木造化率 D/B	木質化率 (E+G) / (B-D+C)
	木造化対象施設 B = D + E + F					木造化対象外施設 C = G + H				
	木造化建築数 D	木質化数 E	非木質 F	木質化数 G	非木質 H					
新・増・改築	12	4	4	0	0	8	8	0	—	—
改修	2	—	—	—	—	2	2	0	—	—
合計	14	4	4	0	0	10	10	0	100%	100%

#### ■ 平成 25 年度設計計画

区分	公共建築物整備数 A = B + C								木造化率 D/B	木質化率 (E+G) / (B-D+C)
	木造化対象施設 B = D + E + F					木造化対象外施設 C = G + H				
	木造化建築数 D	木質化数 E	非木質 F	木質化数 G	非木質 H					
新・増・改築	13	5	5	0	0	8	8	0	—	—
改修	1	—	—	—	—	1	1	0	—	—
合計	14	5	5	0	0	9	9	0	100%	100%

#### ■ 平成 24 年度整備実績

区分	公共建築物整備数 A = B + C								木造化率 D/B	木質化率 (E+G) / (B-D+C)	
	木造化対象施設 B = D + E + F					木造化対象外施設 C = G + H					
	木造化建築数 D	木質化数 E	非木質 F	木質化数 G	非木質 H						
県 整 備	新・増・改築	10	6	4	0	2	4	4	0	—	—
	改修	5	—	—	—	—	5	5	0	—	—
	小計	15	6	4	0	2	9	9	0	67%	82%
県 補 助	新・増・改築	9	5	4	0	1	4	0	4	—	—
	改修	3	—	—	—	—	3	0	3	—	—
	小計	12	5	4	0	1	7	0	7	80%	0%
合計	27	11	8	0	3	16	9	7	73%	47%	

■ 平成 25 年度整備計画

区分	公共建築物整備数 A = B + C									木造化率 D / B	木質化率 (E+G) / (B-D+C)
	木造化対象施設 B = D + E + F						木造化対象外施設 C = G + H				
	木造建築数 D	木質化数 E	非木質 F	木質化数 G	非木質 H						
県整備	新・増・改築	9	5	4	1	0	4	4	0	—	—
	改修	0	—	—	—	—	0	0	0	—	—
	小計	9	5	4	1	0	4	4	0	80%	100%
県補助	新・増・改築	9	2	2	0	0	7	2	5	—	—
	改修	0	—	—	—	—	0	0	0	—	—
	小計	9	2	2	0	0	7	2	5	100%	29%
合計	18	7	6	1	0	11	6	5	86%	58%	

3 市町が整備する公共建築物

(1) とりまとめ結果

- 木造化については、平成 24 年度の木造化率が 34%、平成 25 年度が 32%と低位に留まっている。
- 木質化については、平成 24 年度の 68%に比べ、平成 25 年度が 25%と 43 ポイントの減となっている。

(2) 集計表

■ 平成 24 年度整備実績

区分	公共建築物整備数 A = B + C									木造化率 D / B	木質化率 (E+G) / (B-D+C)
	木造化対象施設 B = D + E + F						木造化対象外施設 C = G + H				
	木造建築数 D	木質化数 E	非木質 F	木質化数 G	非木質 H						
新・増・改築	52	29	10	8	11	23	16	7	—	—	
改修	17	—	—	—	—	17	16	1	—	—	
合計	69	29	10	8	11	40	32	8	34%	68%	

■ 平成 25 年度整備計画

区分	公共建築物整備数 A = B + C									木造化率 D / B	木質化率 (E+G) / (B-D+C)
	木造化対象施設 B = D + E + F						木造化対象外施設 C = G + H				
	木造建築数 D	木質化数 E	非木質 F	木質化数 G	非木質 H						
新・増・改築	27	22	7	3	12	5	2	3	—	—	
改修	0	—	—	—	—	0	0	0	—	—	
合計	27	22	7	3	12	5	2	3	32%	25%	

4 今後の対応

- 県の設計業務については、引き続き、木造・木質化に向けた取組を進める。
- 県が整備する公共建築物については、木造・木質化ともに定着しつつあるが、民間事業者への補助分については、木質化が進んでいない。  
このため、法律の趣旨の周知徹底を図るとともに、国の補助事業等を活用した支援策等を検討・推進していく。
- 市町が整備する公共建築物については、木造・木質化ともに低位にあるが、全市町が市町木材利用方針を今年度中に策定する見込みであるため、今後、市町営繕担当部局への働きかけを行ない、市町の取組を支援していく。